

## 平成 29 年第 3 回市会定例会

### 議案等提出一覧

<b>I 一 般 議 案</b>		<b>30件</b>
1	地方自治法第180条に基づく専決処分報告	3件 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起、市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告 ほか2件
2	諮 問	1件 退職手当返納命令処分に係る審査請求に関する諮問
3	条例の制定等	10件
	(1) 条例の制定	2件 横浜マリントワー運営等事業者選定委員会条例の制定 ほか 1件
	(2) 条例の一部改正	8件 横浜市手数料条例の一部改正 ほか7件
4	道路の認定廃止	1件 峰沢第331号線等市道路線の認定及び廃止
5	意見の提出	1件 公有水面埋立てに関する意見提出
6	財産の取得	1件 高規格救急車の取得
7	和 解	1件 横浜市立小学校の宿泊体験学習中における負傷事故についての和解
8	損害賠償額の決定	1件 退職手当の支給の遅延についての損害賠償額の決定
9	指定管理者の指定	2件 地域ケアプラザの指定管理者の指定 ほか1件
10	そ の 他	1件 公立大学法人横浜市立大学の中期目標の変更
11	契約の締結等	8件
	(1) 契約の締結	2件 横浜市市民文化会館関内ホール改修工事（建築工事）請負契約の締結 ほか1件
	(2) 契約の変更	6件 日野公園墓地納骨堂（仮称）新築工事（建築工事）請負契約の変更 ほか5件
<b>II 予 算 議 案</b>		<b>6件</b>
1	繰越計算書等報告	3件 平成28年度横浜市繰越明許費繰越計算書報告 ほか2件
2	地方自治法第179条に基づく専決処分報告	1件 平成29年度横浜市一般会計補正予算（第2号）についての専決処分報告
3	補 正 予 算	2件 平成29年度横浜市一般会計補正予算（第3号） ほか1件
<b>合 計</b>		<b>36件</b>

平成29年9月1日発送

平成29年9月8日提出

お問合せ先

(一般議案について) 総務局総務課長	佐藤 広毅	Tel 045-671-2046
(予算議案について) 財政局財政課長	高澤 和義	Tel 045-671-2230

# I 一般議案

件名	概要															
<b>1 地方自治法第180条に基づく専決処分報告（3件）</b>																
市報第7号 市営住宅明渡等請求事件に係る訴えの提起、市営住宅等使用料支払請求即決和解事件に係る和解及び市営住宅使用料支払請求調停事件に係る調停についての専決処分報告	市営住宅使用料の滞納に係る訴えの提起、和解及び民事調停 ①訴えの提起 件数: 2件 総額: 約12,177千円 平均: 約6,089千円/件 ②和解の成立 件数: 22件 総額: 約4,309千円 平均: 約196千円/件 ③調停の申立て 件数: 4件 総額: 約839千円 平均: 約210千円/件 ④調停の成立 件数: 2件 総額: 約422千円 平均: 約211千円/件															
市報第8号 自動車事故等についての損害賠償額の決定の専決処分報告	法律上本市の義務に属する損害賠償額の決定 <table border="1"> <tr> <td>市民局 1件</td> <td>健康福祉局 2件</td> <td>環境創造局 2件</td> </tr> <tr> <td>資源循環局 14件</td> <td>道路局 9件</td> <td>消防局 6件</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局 2件</td> <td>鶴見区 1件</td> <td>神奈川区 1件</td> </tr> <tr> <td>西区 1件</td> <td>南区 1件</td> <td>緑区 1件</td> </tr> <tr> <td>青葉区 1件</td> <td>都筑区 2件</td> <td>瀬谷区 1件</td> </tr> </table> <p>合計: 45件 総額: 約11,899千円 平均: 約264千円/件</p>	市民局 1件	健康福祉局 2件	環境創造局 2件	資源循環局 14件	道路局 9件	消防局 6件	教育委員会事務局 2件	鶴見区 1件	神奈川区 1件	西区 1件	南区 1件	緑区 1件	青葉区 1件	都筑区 2件	瀬谷区 1件
市民局 1件	健康福祉局 2件	環境創造局 2件														
資源循環局 14件	道路局 9件	消防局 6件														
教育委員会事務局 2件	鶴見区 1件	神奈川区 1件														
西区 1件	南区 1件	緑区 1件														
青葉区 1件	都筑区 2件	瀬谷区 1件														
市報第9号 貸金返還等請求事件に係る訴えの提起についての専決処分報告	訴訟物の価額が5,000,000円以下の債権の徴収に係る訴えの提起 (訴えの要旨) 本市が貸し付けた大学奨学金の未返還分等について支払いを求める (被告) 東京都江戸川区在住の男性及び連帯保証人 (訴訟物の価額) 1,018,800円 (専決年月日) 29年6月28日															
<b>2 諮問（1件）</b>																
諮問市第3号 退職手当返納命令処分に係る審査請求に関する諮問	横浜市教育委員会が、28年3月25日職員の退職手当に関する条例（神奈川県条例）第15条第1項の規定に基づき行った一般の退職手当の額の全部の返納を命ずる処分を取り消す裁決を求める審査請求 (審査請求人) 金沢区在住の男性 (諮問内容) 棄却 (根拠法令) 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第34条の規定による改正前の地方自治法第206条第4項（議会への諮問）															
<b>3 条例の制定等（10件）</b>																
<b>(1) 条例の制定（2件）</b>																
市第28号議案 横浜マリントワー運営等事業者選定委員会条例の制定	附属機関の設置 (内容) 名称: 横浜マリントワー運営等事業者選定委員会 所掌事務: 横浜マリントワーの運営及び維持管理等を行う事業者の選定に関する事等 組織: 委員5人以内 (施行日) 公布の日															
市第29号議案 横浜市寿町健康福祉交流センター条例の制定	(内容) 横浜市寿町健康福祉交流センターを公の施設として指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入する等 (施行日) 規則で定める日等 (関係議案) 市第47号議案 ※5頁参照															

(2) 条例の一部改正(8件)

市第 30 号議案 横浜市手数料条例の一部改正	開発整備促進区を定めた地区計画の決定等に伴い、新たに申請が見込まれる許可及び認定に係る手数料を定める等 (内 容) ①開発整備促進区における用途制限の適用除外に係る認定申請手数料：27,000円 ②地区計画区域における建蔽率制限の特例認定申請手数料：27,000円 ③高度利用型地区計画区域における道路斜線制限の適用除外に係る許可申請手数料：160,000円 等 (施行日) 公布の日 等
市第 31 号議案 横浜市市税条例の一部改正	地方税法等の一部改正に伴う関係規定の整備 (内 容) ①県費負担教職員に係る事務及び税源の移譲に伴う個人市民税所得割の税率変更 ②固定資産税等のわがまち特例に係る課税割合の設定 ③都市計画税の減額措置の延長・拡充 等 (施行日) 公布の日 等 ※7頁参照
市第 32 号議案 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う関係規定の整備 (内 容) 保育所等において、利用を希望する保護者の支給認定(教育・保育給付を受ける資格等)の有無等について、支給認定証によって確認していたものを、支給認定内容を記した通知での確認も可能とする (施行日) 公布の日
市第 33 号議案 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正	地区計画の都市計画決定に伴う建築物等の制限の追加等 (内 容) ①南部市場駅北地区地区計画の都市計画決定に伴い、地区整備計画区域内における建築物等の制限を定める ②建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴う規定の整備 (施行日) 公布の日 等
市第 34 号議案 横浜国際港都建設事業新綱島駅周辺地区土地区画整理事業施行条例の一部改正	(内 容) 施行地区内で事業を行う相鉄・東急直通線の施工期間が延長されたことに伴い、着手可能な箇所から土地区画整理事業の工事を行うため、施行地区内に工区を設定する (工 区) 第1工区：港北区綱島東一丁目の一部 第2工区：港北区綱島東一丁目及び綱島東二丁目の各一部 (施行日) 規則で定める日
市第 35 号議案 横浜市立学校条例の一部改正	小学校及び義務教育学校の設置 (内 容) ①市場小学校けやき分校を設置する ②緑園西小学校及び緑園東小学校を廃止し、緑園義務教育学校を設置する (施行日) 教育委員会規則で定める日
市第 36 号議案 横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部改正	附属機関の部会の設置 (内 容) 横浜市いじめ問題専門委員会に部会を設置し、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に関する調査、審議等をより迅速かつ専門的に行えるようにする (施行日) 公布の日
市第 37 号議案 横浜市学校保健審議会条例の一部改正	附属機関の部会の設置等 (内 容) ①横浜市学校保健審議会に部会を設置し、学校事故に関する調査審議をより迅速かつ的確に行えるようにする ②委員及び臨時委員について、現行の条文に加え、その他教育委員会が必要と認める者も任命できるようにする 等 (施行日) 公布の日

4 道路の認定廃止（1件）																						
市第 38 号議案 峰沢第331号線等市道路線の認定及び廃止	(認 定) 峰沢第331号線など18路線  (廃 止) 片倉第299号線など25路線	合計43路線																				
5 意見の提出（1件）																						
市第 39 号議案 公有水面埋立てに関する意見提出	(出 願 者) 国土交通省関東地方整備局 (埋立区域) 中区南本牧 1 番、5 番、7 番の 3 及び 7 番の 7 地先公有水面 55,885.37㎡ (用 途) ふ頭用地 (工 期) 2年間 (意見趣旨) 横浜港の物流機能の充実及び国際競争力の強化並びに大規模地震にも対応できる岸壁の整備を図るため必要である																					
6 財産の取得（1件）																						
市第 40 号議案 高規格救急車の取得	救急体制の充実を図るため、高規格救急車を取得する (内 容) 高規格救急車（車両及びぎ装）13台（更新10台、増車3台） (金 額) 193,050千円（単価：14,850千円）																					
7 和 解（1件）																						
市第 41 号議案 横浜市立小学校の宿泊体験学習中における負傷事故についての和解	25年10月、市立小学校の宿泊体験学習において、夜間散策中に教諭が驚かせた児童が転倒し、受傷した事故についての和解 (相手方) 受傷児童 (和解条項) 本市は和解金として380万円を支払う 等																					
8 損害賠償額の決定（1件）																						
市第 42 号議案 退職手当の支給の遅延についての損害賠償額の決定	本市の義務に属する損害賠償額の決定 (損害賠償額) 5,278,203円 (被害者) 都筑区在住の男性 (事件の概要) 本市教育委員会は被害者に対し、22年11月に一般の退職手当の全部を不支給とする処分を行ったが、この処分を29年5月に東京高等裁判所における和解の協議に基づき取り消し、改めて一般の退職手当の1割を不支給とする処分を行った。これに伴い、退職手当が神奈川県から支給されたことにより、退職手当の支給に係る遅延損害金が発生した																					
9 指定管理者の指定（2件）																						
市第 43 号議案 地域ケアプラザの指定管理者の指定																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称 (施設所在地)</th> <th colspan="2">指 定 管 理 者</th> </tr> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日野南地域ケアプラザ (港南区日野南三丁目)</td> <td>社会福祉法人そよかぜの丘</td> <td>港南区港南四丁目2番8号</td> </tr> <tr> <td>二俣川地域ケアプラザ (旭区二俣川2丁目)</td> <td>社会福祉法人秀峰会</td> <td>旭区下川井町360番地</td> </tr> <tr> <td>南希望が丘地域ケアプラザ (旭区南希望が丘)</td> <td>社会福祉法人誠幸会</td> <td>泉区上飯田町2,083番地の1</td> </tr> <tr> <td>霧が丘地域ケアプラザ (緑区霧が丘三丁目)</td> <td>社会福祉法人奉優会</td> <td>東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号</td> </tr> <tr> <td>名瀬地域ケアプラザ (戸塚区名瀬町)</td> <td>社会福祉法人朋光会</td> <td>戸塚区名瀬町1,566番地</td> </tr> </tbody> </table>		名 称 (施設所在地)	指 定 管 理 者		名 称	所 在 地	日野南地域ケアプラザ (港南区日野南三丁目)	社会福祉法人そよかぜの丘	港南区港南四丁目2番8号	二俣川地域ケアプラザ (旭区二俣川2丁目)	社会福祉法人秀峰会	旭区下川井町360番地	南希望が丘地域ケアプラザ (旭区南希望が丘)	社会福祉法人誠幸会	泉区上飯田町2,083番地の1	霧が丘地域ケアプラザ (緑区霧が丘三丁目)	社会福祉法人奉優会	東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号	名瀬地域ケアプラザ (戸塚区名瀬町)	社会福祉法人朋光会	戸塚区名瀬町1,566番地
名 称 (施設所在地)	指 定 管 理 者																					
	名 称	所 在 地																				
日野南地域ケアプラザ (港南区日野南三丁目)	社会福祉法人そよかぜの丘	港南区港南四丁目2番8号																				
二俣川地域ケアプラザ (旭区二俣川2丁目)	社会福祉法人秀峰会	旭区下川井町360番地																				
南希望が丘地域ケアプラザ (旭区南希望が丘)	社会福祉法人誠幸会	泉区上飯田町2,083番地の1																				
霧が丘地域ケアプラザ (緑区霧が丘三丁目)	社会福祉法人奉優会	東京都世田谷区駒沢1丁目4番15号																				
名瀬地域ケアプラザ (戸塚区名瀬町)	社会福祉法人朋光会	戸塚区名瀬町1,566番地																				
	(指定期間) 日野南、南希望が丘、霧が丘及び名瀬地域ケアプラザ：30年4月1日～35年3月31日 二俣川地域ケアプラザ：供用開始の日～35年3月31日																					

市第 44 号議案 納骨堂の指定管理者の指定	(名 称) 日野こもれび納骨堂 (港南区日野中央一丁目) (指定管理者) 清光社・横浜植木共同事業体 代表者 株式会社清光社 (中区山下町1番地) (指定期間) 供用開始の日～35年3月31日
---------------------------	--

## 10 そ の 他 (1件)

市第 45 号議案 公立大学法人横浜市立大学の中期目標の変更	(内 容) 大学の教育研究組織としてデータサイエンス学部を設置する (議決根拠) 地方独立行政法人法第25条第3項
-----------------------------------	--

## 11 契約の締結等 (8件)

### (1) 契約の締結 (2件)

市第 46 号議案 横浜市市民文化会館関内ホール改修工事 (建築工事) 請負契約の締結	内部改修工事、舞台機構設備改修その他工事 各一式 (工事場所) 中区住吉町4丁目42番地の1 (契約金額) 1,082,160,000円 (完成期限) 30年9月21日 (契約相手) 小俣・岡山建設共同企業体
市第 47 号議案 寿町住宅 (仮称) 建替工事及び寿町福祉会館 (仮称) 整備工事 (建築工事) 請負契約の締結	鉄筋コンクリート造地下1階地上9階建 1棟 (工事場所) 中区寿町4丁目14番地 (契約金額) 1,987,200,000円 (完成期限) 31年3月15日 (契約相手) 松尾・小俣・土志田建設共同企業体

### (2) 契約の変更 (6件)

市第 48 号議案 日野公園墓地納骨堂 (仮称) 新築工事 (建築工事) 請負契約の変更	契約金額及び完成期限の変更 (契約金額) 810,000,000円 → 814,212,000円 (0.52%増) (完成期限) 29年11月30日 → 30年1月25日 (変更理由) 本工事の関連工事について、入札が3回不調となり着手が遅れたことにより、本工事の完成期限の延期が必要となったため
市第 49 号議案 新横浜公園の総合競技場 (横浜国際総合競技場) 競技用照明設備改修工事請負契約の変更	契約金額の変更 (契約金額) 2,667,600,000円 → 2,668,680,000円 (約0.04%増) (変更理由) 公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により、旧単価に基づく当初契約に新単価を適用するため
市第 50 号議案 横浜国際港都建設道路金沢シーサイドライン建設工事 (その3) 請負契約の変更	完成期限の変更 (完成期限) 29年12月28日 → 30年2月28日 (変更理由) 国道管理者などとの協議から、国道16号を横断する橋桁の架設が遅れが生じたことにより、工程を見直す必要が生じたため
市第 51 号議案 高速横浜環状北西線北八朔換気所新築工事 (建築工事) 請負契約の変更	契約金額の変更 (契約金額) 717,120,000円 → 720,576,000円 (約0.48%増) (変更理由) 公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により、旧単価に基づく当初契約に新単価を適用するため
市第 52 号議案 高速横浜環状北西線東方換気所新築工事 (建築工事) 請負契約の変更	契約金額の変更 (契約金額) 854,280,000円 → 857,952,000円 (約0.43%増) (変更理由) 公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により、旧単価に基づく当初契約に新単価を適用するため
市第 53 号議案 新港ふ頭9号岸壁整備工事 (その3・本体製作及び下部工) 請負契約の変更	契約金額の変更 (契約金額) 1,222,236,000円 → 1,223,064,360円 (約0.07%増) (変更理由) 公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置により、旧単価に基づく当初契約に新単価を適用するため

## 参 考

### 市第 29 号議案 横浜市寿町健康福祉交流センター条例の制定

#### 1 趣旨

寿町総合労働福祉会館は、寿地区の住民の就労の確保及び福祉の向上を目的として、昭和 49 年に国、神奈川県及び本市が建設した職業紹介施設、福祉施設及び市営住宅の合築施設です。

当該会館は、必要な耐震性を満たしていないことが判明したことから、地域住民の高齢化等の現状及び今後の福祉ニーズを踏まえて、建て替えによる再整備を行うことになりました。

再整備後は本市単独の施設となることから、市営住宅を除く福祉施設に指定管理者制度を導入し、施設名称を改めた公の施設とするため、「横浜市寿町健康福祉交流センター条例」を制定します。

#### 2 再整備の基本的な考え方

平成 26 年 4 月に策定した基本計画に基づく再整備の考え方は、以下のとおりです。

##### (1) 寿地区のまちの方向性について

『高齢者をはじめ誰もが安全・安心に住み、お互いを支えあいながら交流しやすい開かれたまちづくりを緩やかに進めていく』

##### (2) 再整備後の施設に求められる役割について

ア 地域医療の充実並びに日常生活能力の維持等のための健康づくり及び介護予防の推進

イ 生きがいづくりや社会参加の促進等の自立した生活の支援

ウ 保健、衛生面における生活環境の向上

エ 寿地区で活動する民間活力の活性化

#### 3 条例の概要

条文	項目	概要
第 1 条、 第 2 条	設置、事業	寿地区の保健医療の充実を図るとともに、寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくり及び介護予防の取組、自立した生活の支援並びに生活環境の向上を推進し、社会参加を促進し、市民相互の交流を深め、もって福祉の向上に寄与することを目的とし、これを達成するための事業を行う。
第 3 条	施設	センターに、診療所、精神科デイ・ケア施設、健康コーディネーター室、多目的室、調理室、作業室、活動・交流スペース、一般公衆浴場、ラウンジ、図書コーナー及び広場を置く。
第 5 条	指定管理者 の指定等	施設の管理に関する業務は、指定管理者が行う。 指定管理者は、本市の寿地区に関する施策の方針並びに寿地区の歴史的背景並びに生活環境及び地域福祉の現状を理解するとともに、寿地区の医療の需要を把握し、第 2 条に規定する事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民の寿地区に関する主体的活動及び相互の交流に対する支援を行うものでなければならない。
附則	施行日	規則で定める日とする。

#### 4 施設の移転等

本市の所管する福祉施設は、一部機能を28年度より地区内の仮設施設に移転して運営しており、市営住宅の居住者については、他の市営住宅等に転居していただき、希望者については再整備後の市営住宅に再度入居していただく対応を行います。

県の無料職業紹介所は、近隣のかながわ労働プラザに移転を完了して運営しています。また、国の公共職業安定所については、現在、上記の仮設施設内で運営を行っており、本市が再整備する福祉施設及び市営住宅と同じ敷地内に別棟で国が新築する予定です。

	～27年度	28年度	29年度	30年度	31年度～
無料職業紹介所（県）	【再整備前】 寿町総合労働 福祉会館	【移転】 かながわ労働プラザ内（近隣の県施設）			
公共職業安定所（国）		【一時移転】 寿町総合労働福祉会館仮設施設			【新築】 新施設（国）
福祉施設（市）					【新築】 ・横浜市寿町健康 福祉交流センター
市営住宅（市）		【一時移転】 他の市営住宅等			・市営住宅

市第 31 号議案 横浜市市税条例の一部改正

1 趣旨

平成 29 年度の地方税法の改正等に伴い、横浜市市税条例の一部を改正します。

2 主な改正内容

(1) 県費負担教職員に係る事務及び税源の移譲に伴う個人市民税所得割の税率変更

県費負担教職員に係る給与負担事務が道府県から指定都市へ移譲され、その財源措置として税源を移譲する改正が行われたことから、個人市民税所得割の税率を 6 % から 8 % に変更します。

	改正前	改正後	
市民税	6 %	<b>8 %</b>	(30 年度以後)
県民税	4 %	2 %	

(2) 固定資産税等のわがまち特例に係る課税割合の設定

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）が適用されることになった施設等について、固定資産税等の課税割合を次のとおり定めます（30 年度以後）。

ア 児童福祉法に規定する事業所内保育事業等の用に供する固定資産

対象施設等	地方税法の課税割合	本市の課税割合	本市の施策の状況等(理由)
・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業(定員5人以下)	【参酌基準】1/2 【範囲】1/3～2/3	1/3	局所的に発生する小規模の保育ニーズに柔軟に対応できることから、待機児童解消に有効であるため。
企業主導型保育事業(特定事業所内保育事業)	【参酌基準】1/2 【範囲】1/3～2/3	1/3	企業の保有する土地等を活用し、かつ柔軟な保育サービスが実施できることから、待機児童解消に有効であるため。

イ 認定市民緑地の用に供する土地

対象施設等	地方税法の課税割合	本市の課税割合	本市の施策の状況等(理由)
認定市民緑地の用に供する土地	【参酌基準】2/3 【範囲】1/2～5/6	1/2	市民緑地認定制度を積極的に活用し、民間事業者等による緑の総量の補完と質の高い維持管理を推進するため。

(3) 都市計画税の減額措置の延長・拡充

ア 耐震基準適合家屋に対して課する都市計画税の減額措置の延長

耐震診断が義務付けられた住宅以外の家屋で耐震改修を行ったもの(耐震基準適合家屋)に係る都市計画税の減額措置について、固定資産税の減額措置に準じて3年間延長します。

イ 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する都市計画税に係る減額措置の拡充

耐震改修又は省エネ改修が行われた住宅で、認定長期優良住宅に該当することとなったものに係る都市計画税について、固定資産税の減額措置に準じて拡充します（30 年度以後）。

(4) その他条文整備

3 施行日

公布の日等

## Ⅱ 予算議案

件名	概要
<b>1 繰越計算書等報告（3件）</b>	
市報第10号 平成28年度横浜市繰越明許費繰越計算書報告	地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づく繰越明許費繰越計算書報告 一般会計 52事業 総額 54,363,294千円 特別会計 8事業 総額 2,906,558千円
市報第11号 平成28年度横浜市事故繰越し繰越計算書報告	地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づく事故繰越し繰越計算書報告 一般会計 4事業 総額 231,164千円 特別会計 1事業 総額 521,821千円
市報第12号 平成28年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告	地方公営企業法第26条第3項の規定に基づく下水道事業会計、埋立事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車事業会計及び高速鉄道事業会計の各予算繰越額の使用計画の報告 6会計 総額 27,489,412千円
<b>2 地方自治法第179条に基づく専決処分報告（1件）</b>	
市報第13号 平成29年度横浜市一般会計補正予算（第2号）についての専決処分報告	歳入歳出予算補正 補正額 25,163千円 （専決年月日）29年6月27日
<b>3 補正予算（2件）</b>	
市第54号議案 平成29年度横浜市一般会計補正予算（第3号）	歳入歳出予算補正 補正額 2,590,675千円
市第55号議案 平成29年度横浜市市街地開発事業費会計補正予算（第1号）	歳入歳出予算補正 補正額 208,640千円

# 平成 29 年度一般会計補正予算(第2号)についての専決処分報告

市議会議員補欠選挙（緑区、7月30日投・開票）に係る所要額について、市長専決処分により補正しました。

## 【歳入歳出予算補正】

一般会計

1事業

25百万円

**歳入歳出予算補正 市議会議員選挙費 25百万円〔一般財源（前年度繰越金）〕**

**【選挙管理委員会事務局】**

財源については、平成28年度決算剰余金（2,485百万円）の2分の1にあたる、前年度繰越金（1,243百万円）の一部を充当しました。

## <補正内容>

緑区選出市議会議員の辞職に伴い、市議会議員補欠選挙を実施するための経費を補正しました。

選挙準備を早急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条の規定に基づき、専決処分により補正を行いました。

なお、第3回市会定例会で専決処分について報告を行い、承認を求めます。

告 示 日：7月21日（金）

投・開票日：7月30日（日）

参考：地方自治法（抜粋）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

# 平成 29 年度9月補正予算案の概要

9月補正では、国の認証増等を活用して、相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業や大黒ふ頭自動車専用船岸壁改良事業、市街地開発事業等を推進する歳入歳出予算補正を実施します。

## 【歳入歳出予算補正】

一般会計	5事業	2,591百万円
特別会計	2事業	209百万円
全会計総計		2,799百万円

※各項目で四捨五入等を行っているため、合計が一致しない場合があります。

## 1. 一般会計歳入歳出予算補正

(1) 大船駅北第二地区市街地再開発事業 295百万円〔国費 51 市債 45 一般財源 199〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったこと等に伴い、大船駅笠間口に接する北側区域の再開発事業における自転車駐車場整備工事等について、事業費を増額します。

(2) 金沢八景駅周辺整備事業 328百万円〔国費 123 市債 184 一般財源 21〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったこと等に伴い、京急金沢八景駅の東西自由通路整備工事等について、事業費を増額します。

(3) 相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業  
1,470百万円〔国費 809 市債 661 一般財源 1〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、上り線の高架化に向けた軌道、電気工事等について、事業費を増額します。

(4) 大黒ふ頭自動車専用船岸壁改良事業 290百万円〔国費 163 一般財源 126〕

大黒ふ頭へのC I Q<sup>\*</sup>施設整備について、国庫補助事業における「国際クルーズ旅客受入機能高度化事業」を活用し、整備工事などを実施するため、事業費を増額します。

※C I Q (Customs, Immigration and Quarantine) : 税関、出入国管理、検疫の略

(5) 市街地開発事業費会計繰出金 209百万円〔国費 107 市債 100 一般財源 1〕

本市が施行する金沢八景駅東口地区土地区画整理事業、二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業について、国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、市街地開発事業費会計繰出金を増額します。

## 2. 9月補正で活用する一般財源と市債

### (1) 一般財源 348 百万円

今回の補正では、一般財源が 348 百万円必要となります。この財源については、前年度繰越金（28 年度一般会計決算剰余金の 1/2：1,243 百万円）の一部を活用します。

### (2) 市債 990 百万円

今回の補正では、事業の執行見込みにあわせ、市債を 990 百万円増額します。

※26～28 年度の市債活用実績を踏まえ、財政目標の範囲内で活用しています。

（今回の補正額を加えた、中期 4 か年計画における一般会計の市債活用額：5,974 億円）

## 3. 特別会計歳入歳出予算補正

(1) 市街地開発事業費会計	209 百万円〔一般会計繰入金〕
ア 金沢八景駅東口地区土地区画整理事業	118 百万円〔一般会計繰入金〕

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、京急金沢八景駅に繋がる国道 16 号交差点改良工事等について、事業費を増額します。

イ ニツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第 1 期地区土地区画整理事業	90 百万円〔一般会計繰入金〕
------------------------------------	-----------------

国庫補助事業の認証が当初予算に比べ増額となったことに伴い、第 1 期地区における区画整理に伴う移転補償費等について、事業費を増額します。

### ◆添付資料

資料 29 年度 9 月補正について《総括表》

# 29年度 9月補正について 《総括表》

資料

## 1 歳入歳出補正総括表

### 一般会計

(単位：百万円)

局名	事業名	補正額	国費	県費	その他	市債	一般財源
都整	大船駅北第二地区市街地再開発事業	295	51	0	0	45	199
都整	金沢八景駅周辺整備事業	328	123	0	0	184	21
道路	相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）連続立体交差事業【街路整備費】	1,470	809	0	0	661	1
港湾	大黒ふ頭自動車専用船岸壁改良事業	290	163	0	0	0	126
都整	市街地開発事業費会計繰出金 (金沢八景駅東口地区土地区画整理事業および二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業)	209	107	0	0	100	1
<b>一般会計 合計</b>		<b>2,591</b>	<b>1,253</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>990</b>	<b>348</b>

### 特別会計

(単位：百万円)

局名	事業名 【会計名称】	補正額	国費	県費	その他	市債	一般会計繰入金
都整	金沢八景駅東口地区土地区画整理事業 【市街地開発事業費会計】	118	0	0	0	0	118
都整	二ツ橋北部三ツ境下草柳線等沿道地区第1期地区土地区画整理事業 【市街地開発事業費会計】	90	0	0	0	0	90
<b>特別会計 合計</b>		<b>209</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>209</b>